

マイナンバー制度における情報連携試行運用期間について

マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、各行政機関等の情報提供ネットワークシステムを利用した事務処理への移行を円滑に実施する観点から試行運用期間が設けられることになりました。

- 1 試行運用期間は平成29年7月18日の情報連携開始日から3か月程度の予定。
- 2 試行運用期間中は住民票等の添付書類の省略はできませんので、各種手続きには従来どおり必要書類を添付してください。
- 3 試行運用期間中に提出された届出書については、試行的に情報提供ネットワークシステムを利用した事務処理を併せて行うこととされております。
当健康保険組合において試行的に情報提供ネットワークシステムを利用して情報を確認した場合は、確認した情報について文書によりお知らせします。
- 4 本格運用の開始時期や開始後の事務手続き等の詳細については別途お知らせします。